

## 鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要なものを定めるものとする。

### (対象となる建設工事及び建設工事関連業務委託)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事及び建設工事関連業務委託は、最低制限価格制度を適用しない建設工事又は建設工事関連業務委託のうち市長が特に必要と認めるものとする。

### (調査基準価格)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する建設工事及び建設工事関連業務委託を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 建設工事における調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、建設工事における調査基準価格は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項の規定により算出した額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額
- (2) 入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額
- (3) 工事等の性質上前項及び前2号の規定により難しい場合 契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額

4 建設工事関連業務委託における調査基準価格は、業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額（複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について算定した額の合計額）とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額とする。

### (1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額をいう。）相当額に5分の1を乗じて得た額

ウ 測量調査費が含まれる場合は、当該業務部分について第3号を適用する。

(2) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額

ウ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額をいう。）相当額に5分の1を乗じて得た額

エ 解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について次号を適用する。

(3) 土木設計業務

ア 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額

イ 直接経費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ その他原価の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に5分の1を乗じて得た額

(4) 建築設計業務（工事監理業務を含む。）

ア 直接人件費の額

イ 技術経費の額

ウ 諸経費相当額に5分の1を乗じて得た額

(5) 補償調査業務（工事損失調査業務を含む。）

ア 直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額

イ 直接経費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ その他原価の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に5分の1を乗じて得た額

5 業務の性質上前項の規定により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、案件ごとに10分の6から10分の8の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

6 契約担当者は、土木設計業務及び補償調査業務の予定価格の算定に当たって山形県県土整備部制定の「平成24年度以降設計業務等標準積算基準書（平成24年5月1日以降適用）」による基準又はこれに準じた積算基準によらない場合は、本条第4項第3号及び第5号に該当する業務について、次に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額を調査基準価格とすることができる。

(1) 直接業務（人件）費の額

(2) 技術経費の額

(3) 諸経費相当額に5分の1を乗じて得た額

7 契約担当者は、予定価格を記載する書面に調査基準価格を記載するものとする。

8 調査基準価格は、入札終了後公表するものとする。

（入札の執行）

第4条 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札にあっては、最も評価値の高い者。以下「最低価格入札者等」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第5条 前条の規定により落札の決定を保留した場合は、当該建設工事又は建設工事関連業務委託を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、当該入札者について、次の事項について調査を行うものとする。

(1) 契約内容の実現性

(2) 公正な取引の秩序の維持及び最低価格入札者等の適格性

2 当該入札者が前項に規定する調査に協力しない場合は、契約内容を履行できないものとして取り扱うものとする。

(低入札価格契約審査委員会への付議)

第6条 契約担当者は、前条の調査結果を鶴岡市低入札価格契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ付議するものとする。

2 審査委員会は、最低価格入札者等が前条第1項各号の調査結果及び別に定める数値的判定基準に基づき審査するものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札執行者は、前条第2項の審査結果を受け、最低価格入札者等を落札者とするか否かを決定するものとする。

2 入札執行者は、前項により当該最低価格入札者等を落札者と決定しないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、当該最低価格入札者等の次に最低の価格をもって申込みをしたもの又は評価値の高いもの（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について前2条及び第1項を準用する。この場合において、なお落札者が決定しないときは、以下順次、前項及びこの項を適用する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告された建設工事及び建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告された建設工事及び建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に公告された建設工事に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に公告された建設工事に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に公告された建設工事に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。